○財務省告示第四号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十三年十二月六日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十四年一月六日

財務大臣　安住　淳

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格	合計		
利付国庫債券（変動・十五年）	第十回	一億円	百円三十三銭	第四十八回	五十億円	百五円六十五銭
〃	〃	二十億円	百円三十九銭	〃	十億円	百三円
〃	第十一回	十七億円	百円二十五銭	〃	五億円	百二円九十八銭
〃	第十二回	二十一億円	百円二十銭	第三十九回	十億円	百二円九十五銭
〃	〃	三十四億円	百円二十五銭	〃	十億円	百一円二十三銭
〃	第十三回	二十億円	九十九円六十五銭	第三十八回	十億円	百一円十八銭
〃	〃	二十三億円	九十九円七十銭	〃	十億円	百円十銭
〃	〃	二十億円	九十九円七十五銭	〃	五億円	百円六銭
〃	第十四回	三十億円	百円	第三十七回	百億円	百円三銭
〃	〃	三十一億円	百円五銭	〃	六十五億円	百円五銭
〃	第十五回	三十億円	九十九円八十五銭	〃	十億円	九十八円四十四銭
〃	〃	五十三億円	百円十銭	〃	十一億円	九十八円三十九銭
〃	第十六回	四十億円	九十九円九十五銭	第三十五回	十二億円	九十八円三十四銭
〃	〃	四十五億円	九十九円九十銭	〃	一億円	九十八円五銭
〃	第十七回	四十億円	九十九円七十銭	〃	五億円	九十七円九十九銭
〃	〃	二十八億円	九十九円七十五銭	〃	五億円	九十七円九十四銭
〃	第十八回	十億円	九十九円四十五銭	第三十四回	五億円	九十七円八十九銭
〃	第十九回	五億円	九十九円九十七銭	〃	十億円	九十八円三十八銭
〃	〃	五十億円	九十九円五十銭	〃	四十一億円	九十八円三十七銭
〃	第二十回	十億円	百円七十五銭	〃	十億円	九十八円三十三銭
〃	〃	二十五億円	百円八十銭	〃	五億円	九十八円三十二銭
〃	第二十一回	五億円	百一円十五銭	第三十三回	二十億円	九十八円三十銭
〃	第二十二回	五億円	百二円	〃	十億円	九十八円二十九銭
〃	〃	十億円	百二円三銭	〃	五億円	九十八円二十八銭
〃	第二十三回	四十億円	百一円六十銭	〃	十億円	九十八円二十七銭